

令和3年度 埼玉県地域経済牽引事業創出補助金 募集要領

地域未来投資促進法に基づき策定した「埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画」の目指す「超スマート社会」と「地域経済の好循環」の実現のため、AIやIoTを活用して先進的なモデル事業に取り組む事業者の皆様へ補助金を交付します。ぜひ御活用ください。

※審査について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、審査をオンラインで実施します。

詳細については、「Ⅲ 審査（4ページ）」を御確認ください。

I 事業概要

1 補助対象事業

以下（1）～（3）を全て満たす事業が対象となります。

- （1）「埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画」に基づき地域経済牽引事業計画の承認を受けている、又は交付決定日迄に承認される見込みが立っていること

鶴ヶ島ジャンクション周辺地域（13市町）

川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町

（上記市町内で実施する事業が対象となります）

- （2）補助事業の実施により、特に高い経済波及効果が見込まれること

特に高い経済波及効果とは、次のいずれかが3年以内に補助金額の2倍程度増加することをいいます。

- ① 補助事業者と他の事業者間での取引額
- ② 補助事業者の売上の合計額
- ③ 補助事業者の雇用者給与等支払額の合計額

- （3）地域の事業者のスマート化に寄与する等、地域のモデルとなるようなAIやIoTを活用した事業を実施すること。

2 補助対象経費

補助事業実施に必要なAIやIoTを活用した設備の導入に係るもので、以下の経費が対象となります（詳細はP5の別表を御参照ください）。

（1）ハード経費

- ① 機械及び装置購入費
- ② 工具、器具及び備品購入費
- ③ ①・②の稼働に不可欠・不可分な建物附属設備費、構築物費
- ④ ①・②の導入の際に必要な設置費、運搬費等

（2）ソフト経費

- ① ソフトウェア購入費
- ② システム開発費

※ 補助対象事業は、（1）と（2）の経費を両方含む必要があります。
ハード経費のみ、ソフト経費のみの事業は補助対象となりません。

補助対象外となるケース

- 応募者が申請事業の実施主体と認められないもの
- 以下に該当する経費
 - ・ 交付決定日以前に発生（発注）したもの
 - ・ 令和4年2月28日（月）までに納品・支払いが完了していないもの
 - ・ 国、県、市町村又はこれらの関係団体等から補助金等の交付を受けているもの
- P5の別表に該当しないもの

【例示】

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 設備等に係る維持管理費
- ・ 人件費
- ・ クラウドや通信費等の使用料
- ・ 消耗品費
- ・ リース料

3 補助率及び補助上限額

- ・ 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- ・ 補助上限額 1,000万円

4 補助事業の流れ（予定）

(1) 募 集	令和3年5月26日（水）迄
(2) 審 査	令和3年6月3日（木）午前
(3) 結果通知	令和3年6月中旬
(4) 交付決定・補助事業開始	令和3年6月下旬
(5) 補助事業終了	令和4年2月28日（月）迄
(6) 実績報告	令和4年3月上旬迄
(7) 補助金交付	令和4年3月下旬

II 応募方法

(1) 応募先

事前に電話連絡の上、郵送または直接御持参ください。

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL：048-830-3800

埼玉県産業労働部 企業立地課 立地支援担当 あて

(2) 募集期間

令和3年4月19日（月）～令和3年5月26日（水）必着

(3) 応募書類

以下①～⑦の原本1部、コピー2部を御提出ください。

※①～⑥は別添の様式を御使用ください。

- ① 埼玉県地域経済牽引事業創出補助金事業計画書（表紙）
- ② 埼玉県地域経済牽引事業創出補助金事業計画書（別紙1-1）
- ③ 資金支出内訳表（別紙1-2）
- ④ 収支予算書（別紙1-3）
- ⑤ 付加価値創出額算出表（別紙1-4）
- ⑥ 経済波及効果算出表（別紙1-5）
- ⑦ その他
 - ア 直近2期分の決算書
 - イ 事業税に関わる納税証明書（直近1期分）
 - ウ 事業内容説明のための参考資料等（必要に応じて）

申請様式等は、下記埼玉県HPからダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/chikikeizaikeninjigyousousyutuhoho.html>

Ⅲ 審査

1 審査方法

書面及びプレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査をオンラインで以下のとおり実施します。

(1) 内容

- ①申請者による事業計画の概要説明（10分程度）
- ②質疑応答（10分程度）

(2) 審査の観点

- ①AI・IoTモデル事業としての妥当性
- ②地域の事業者に対する特に高い経済波及効果
- ③事業設計の妥当性
- ④事業者の創意工夫・意欲

(3) 資料

当日は、応募書類に基づき審査を行います。

追加資料の使用を希望される方は、事前連絡の上、5月31日（月）までに電子データを「V 問い合わせ先」へ提出してください。

(4) その他

詳細については、申請者へ直接御案内いたします。

2 日時・開催方法

日 時：令和3年6月3日（木）午前

開催方法：オンライン（Zoom）

Ⅳ 留意点

- (1) 申請内容の変更については、軽微なものや、やむを得ない事情として県が認める場合のみとなります。
- (2) 申請内容以外の目的で補助金を使用する等の不正や、交付決定時に付した条件に違反した際には、交付決定の全部又は一部を取り消す可能性があります。補助金交付後であっても返還を命ずる場合があります。
- (3) 補助事業者の皆様には、関係書類の整備・保管や提出書類の作成を適宜お願いすることとなります。補助金交付が円滑に完了できますよう、県から依頼する全ての事務手続きにご協力をお願いいたします。

Ⅴ 問い合わせ先

御不明点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

埼玉県産業労働部 企業立地課 立地支援担当

電 話 048-830-3800

E-mail a3900-01@pref.saitama.lg.jp

別 表

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
1 機械及び装置 購入費	AIやIoTシステム構築に必要な機械装置・工具・器具・備品の購入に要する経費
2 工具・器具・ 備品購入費	※汎用性があり、補助金の目的外使用になり得るパソコン、プリンタ等の購入に要する経費は補助対象外となります。
3 建物附属設備費・ 構築物費	1、2に必要な建物附属設備・構築物費の購入等に要する経費
4 設置費・運搬費	1、2に必要な設置・運搬に要する経費
5 ソフトウェア 購入費	パッケージソフトウェアの購入に要する経費
6 システム開発費	AIやIoTシステム構築に必要なシステム開発に要する以下のいずれかに該当する経費 (1) 外注費・委託費 補助事業者が直接実施することができないものあるいは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費 (2) 謝金 システム構築等に当って外部の専門家等から技術指導等を受ける場合に要する経費